

早わかり

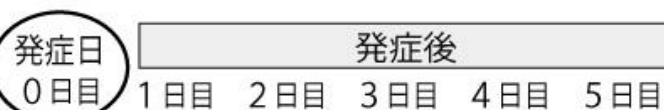
インフルエンザの出席停止期間

インフルエンザと診断された場合の出席停止期間は、法律（※）で次のように決められています。

発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで

● 実際の例で考えてみると… ●

受診した日ではなく、症状が出始めた日



発症後5日を経過した後

発症後1日目に熱が下がった

発熱 解熱 解熱後1日目 解熱後2日目



OK



★熱が下がって2日以上たっても「発症後5日」を過ぎないとダメ。

発症後4日目に熱が下がった

発熱 解熱 解熱後1日目 解熱後2日目



OK

★「発症後5日」を過ぎていても、熱が下がって2日以上たないとダメ。

※学校保健安全法施行規則の一部を改正する省令（平成24年文部科学省令第11号）

* 医師の診断書をもらうために再度受診する必要はありません。（医師から「～日に受診してください。」と言われた場合を除く。）

* 出席停止期間の最後の方で熱が再び上がった場合は、そこからまた解熱後2日となるので、出席停止期間が延びることになります。

* 熱が再び上がることがなく回復した場合は、学校からお伝えした日の朝、検温・朝の症状を『インフルエンザ報告書』の下面に記入し、保護者の記名と捺印をしていただき、本人が持って登校してください。

* 念のためマスクを着用して登校してください。